

国立大学法人運営費交付金における障がい学生支援関連経費の推移

平成22年度

一般運営費交付金
特別運営費交付金
大学改革共通課題分 障害学生学習支援等経費 留学生受入促進等経費 厚生補導特別経費 社会人教育支援経費
特殊要因運営費交付金
附属病院運営費交付金

平成23年度

一般運営費交付金
特別運営費交付金
教育基盤強化支援分
特殊要因運営費交付金
附属病院運営費交付金

平成24年度

一般運営費交付金
政策課題対応補正額 (教育基盤強化支援経費)
特別運営費交付金
基盤的設備等整備分 障害学生学習支援設備 ……
特殊要因運営費交付金
附属病院運営費交付金

・障がい学生支援を実施している大学に対し、学生数等に応じ、特別運営費交付金を配分。

・障がいのある学生を含め、社会人や留学生等の多様なニーズのある学生に対する支援を行うため、特別運営費交付金を配分。各大学がこの実状に応じた対応が可能となるよう配慮。

・各大学が経常的かつ実状に応じた対応が必要であることから特別運営費交付金から一般運営費交付金に組替え。
 ・この措置により、大学においてはこれまで以上に柔軟かつ自主的な予算配分が可能。
 ・さらに、特別運営費交付金において、障害のある学生の学習環境を整備する上で必要となる設備の支援項目を追加。

国立大学法人運営費交付金は、その区分にかかわらず、用途を限定せずに、渡しきりの形で各大学に措置。

平成22年度「障害学生学習支援等経費」算定の考え方

平成22年度の国立大学法人への予算伝達資料より抜粋

障害学生学習支援等経費は、障害者の社会活動への参加の促進等を図るため、国立大学における障害のある学生が快適な学生生活を送れるよう学習支援体制を充実・強化し、障害のある教員が教育研究活動を行う上で必要なサポート体制を充実するためのものである。「障害学生数等調」〔特別10〕に基づき、以下の考え方により算定する。

各単価×対象者数計（「障害学生数等調」〔特別10〕等により算出）

特別経費の算定額 = ~ の合計額

各単価、対象者についての詳細は以下のとおり。

教育支援分

(1) ノートテイカー配置（聴覚障害者対応）

330千円×
障害学生（聴覚障害）
支援障害学生（聴覚障害）
障害教員（聴覚障害）
支援障害教員（聴覚障害）
の人数の計・・・

(2) 教材点字翻訳等（視覚障害者対応）

300千円×
障害学生（視覚障害）
支援障害学生（視覚障害）
障害教員（視覚障害）
支援障害教員（視覚障害）
の人数の計・・・

(3) 修学及び研究等補助（肢体不自由者・その他対応）

450千円×
障害学生（肢体不自由）
支援障害学生（肢体不自由）
障害教員（肢体不自由）
支援障害教員（肢体不自由）
障害学生（その他（診断書有））
支援障害学生（その他（診断書有））
障害教員（その他（診断書有））
支援障害教員（その他（診断書有））
の人数の計・・・

(4) カウンセラー配置（発達障害者対応）

300千円×
障害学生（発達障害（診断書有））
支援障害学生（発達障害（診断書有））
障害教員（発達障害（診断書有））
支援障害教員（発達障害（診断書有））
障害学生（発達障害（診断書無・配慮有））
支援障害学生（発達障害（診断書無・配慮有））
障害教員（発達障害（診断書無・配慮有））
支援障害教員（発達障害（診断書無・配慮有））
の人数の計・・・

設備充実分

(1) 視覚障害者用設備

ア. 図書等の購入(視覚障害者対応)

$$375 \text{ 千円} \times \left(\begin{array}{l} \text{障害学生(視覚障害)} \\ \text{支援障害学生(視覚障害)} \\ \text{障害教員(視覚障害)} \\ \text{支援障害教員(視覚障害)} \end{array} \right) \text{ の人数の計} \dots\dots\dots$$

イ. 拡大読書器等の購入(弱視者対応)

$$580 \text{ 千円} \times (\text{---}) \dots\dots\dots$$

= 【「障害学生数等調」〔特別10〕における弱視者数の計】

$$= \left(\begin{array}{l} \text{障害学生(視覚障害のうち弱視)} \\ \text{支援障害学生(視覚障害のうち弱視)} \\ \text{障害教員(視覚障害のうち弱視)} \\ \text{支援障害教員(視覚障害のうち弱視)} \end{array} \right) \text{ の人数の計}$$

= 【平成21年度障害学生学習支援等経費調(平成21年度概算要求資料〔特別7〕)における弱視者数の計】

$$= \left(\begin{array}{l} \text{学生数に基づく分(視覚障害のうち弱視者)} \\ \text{教員数に基づく分(視覚障害のうち弱視者)} \end{array} \right) \text{ の人数の計}$$

— 1の場合のみ増加分の人数分を要求

(2) 講義録音システム(聴覚障害者対応)

$$300 \text{ 千円} \times \left(\begin{array}{l} \text{障害学生(聴覚障害)} \\ \text{支援障害学生(聴覚障害)} \\ \text{障害教員(聴覚障害)} \\ \text{支援障害教員(聴覚障害)} \end{array} \right) \text{ の人数の計} \dots\dots\dots$$

(3) 身体障害者用机、体育設備等の購入(肢体不自由者対応)

$$400 \text{ 千円} \times (\text{---}) \dots\dots\dots$$

= 【「障害学生数等調」〔特別10〕における肢体不自由者数の計】

$$= \left(\begin{array}{l} \text{障害学生(肢体不自由)} \\ \text{支援障害学生(肢体不自由)} \\ \text{障害教員(肢体不自由)} \\ \text{支援障害教員(肢体不自由)} \end{array} \right) \text{ の人数の計}$$

= 【平成21年度障害学生学習支援等経費調(平成21年度概算要求資料〔特別7〕)における肢体不自由者数の計】

$$= \left(\begin{array}{l} \text{学生数に基づく分(肢体不自由)} \\ \text{教員数に基づく分(肢体不自由)} \end{array} \right) \text{ の人数の計}$$

— 1の場合のみ増加分の人数分を要求

平成23年度「教育基盤強化支援分」算定の考え方

平成23年度の国立大学法人への予算伝達資料より抜粋

国立大学教育基盤強化支援経費は、国立大学に在学する社会人学生、留学生、障害を持つ学生などの多種多様な学生の特別なニーズに、よりの確に対応する充実したサポート体制・支援指導体制等の教育基盤を強化することにより、より多くの優れた人材の養成を推進するためのものである。国立大学教育基盤強化支援経費については、以下の考え方により算定する。

社会人学生教育支援基盤経費			
学校基本調査（平成21年5月1日現在）の夜間学部、夜間主の在籍学生数を集計し算定			
(1) 学生指導アドバイザー（夜間学生指導） 配置	1人以上 200人以下	1人	× 4,000千円
	201人以上 400人以下	2人	× 4,000千円
	401人以上 600人以下	3人	× 4,000千円
	601人以上 700人以下	4人	× 4,000千円
	701人以上	5人	× 4,000千円
(2) 支援基盤運営費	1人以上 100人以下		432千円
	101人以上 200人以下		504千円
	201人以上 300人以下		504千円
	301人以上 400人以下		676千円
	401人以上 500人以下		776千円
	501人以上 600人以下		1,086千円
	601人以上 700人以下		1,086千円
	701人以上		1,258千円
留学生教育支援基盤経費			
(1)~(3)は、各法人から提出のあった平成23年度概算要求関係資料の様式〔特別11〕に記載されている平成22年5月1日現在の国費留学生及び私費留学生の合計により算定			
(4)は日本学生支援機構「外国人留学生在籍留学生数調査」（平成21年5月1日現在）に基づく各大学の在籍者数に応じ算定			
(1) 留学生アドバイザー配置	1人以上 300人以下	1人	× 3,700千円
	301人以上 600人以下	2人	× 3,700千円
	601人以上1,000人以下	3人	× 3,700千円
	1,001人以上1,500人以下	4人	× 3,700千円
	1,501人以上2,000人以下	5人	× 3,700千円
	2,001人以上	6人	× 3,700千円
(2) ティーチングアシスタントリーダー配置	1人以上 300人以下	1人	× 840千円
	301人以上 600人以下	2人	× 840千円
	601人以上1,000人以下	3人	× 840千円
	1,001人以上1,500人以下	4人	× 840千円
	1,501人以上2,000人以下	5人	× 840千円
	2,001人以上	6人	× 840千円
(3) 支援基盤運営費	1人以上 100人以下		906千円
	101人以上 300人以下		1,270千円
	301人以上 600人以下		1,585千円
	601人以上1,000人以下		2,014千円
	1,001人以上1,500人以下		2,396千円
	1,501人以上2,000人以下		3,093千円
	2,001人以上		3,724千円
(4) 授業料見合教育充実経費 (国費留学生受入経費)	正 規 生	100,000円	× 人数
	非正規生	13,200円	× 人数
障害学生教育支援経費			
各法人から提出のあった平成23年度概算要求関係資料の様式〔特別12〕に記載されている障害学生数、支援障害学生数、障害教員数、支援障害教員数の合計により算定			
(1) 教育研究補助者・研究補助者配置	1人以上 10人以下	1人	× 2,000千円
	11人以上 30人以下	3人	× 2,000千円
	31人以上	5人	× 2,000千円
(2) 支援基盤運営費	1人以上 10人以下		1,070千円
	11人以上 30人以下		2,720千円
	31人以上		5,840千円

学生救済・援助基盤経費

文部科学省が毎年度実施している「国立大学入学定員増減予定数について」に基づく、平成22年度学部学生収容定員（大学院大学においては、大学院収容定員）により算定

(1) 専門相談員（カウンセラー）配置	1人以上 3,000人以下	1人 × 3,800千円
	3,001人以上 6,000人以下	2人 × 3,800千円
	6,001人以上 9,000人以下	3人 × 3,800千円
	9,001人以上12,000人以下	4人 × 3,800千円
	12,001人以上	5人 × 3,800千円
(2) 支援基盤運営費	1人以上 3,000人以下	667千円
	3,001人以上 6,000人以下	1,011千円
	6,001人以上 9,000人以下	1,414千円
	9,001人以上12,000人以下	1,918千円
	12,001人以上	2,362千円

特別経費の算定額 = ~ の合計額

平成24年度の算定の考え方

平成24年度の国立大学法人への予算伝達資料より抜粋

一般運営費交付金

(2) 政策課題等対応補正額

教育基盤強化支援経費（組替）

平成23年度特別経費（教育基盤強化支援分）予算額の10%相当額（千円単位未満四捨五入）を減じた額を一般経費に組替計上。

特別運営費交付金

教育基盤強化支援分

平成23年度予算額の10%相当額（千円単位未満四捨五入）を減じた上で、一般経費（政策課題対応補正額（教育基盤強化支援経費））に組替計上。〔再掲〕